

# 解答用紙

2021年10月6日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

## 問題 1

設問 1	A	(イ)	B	(キ)	C	(コ)	D	(ソ)
	E	(タ)	F	(ヌ)	G	(ヒ)	H	(ヘ)

設問 2	A	(ウ)	B	(オ)	C	(コ)	D	(チ)
	E	(チ)	F	(ネ)	G	(フ)		

設問 3	A	(エ)	B	(カ)	C	(シ)	D	(ス)
	E	(ツ)	F	(ニ)	G	(ノ)	H	(マ)

設問 4	A	(ウ)	B	(キ)	C	(サ)	D	(セ)
	E	(ト)	F	(ヌ)	G	(ハ)		

設問 5	A	(ウ)	B	(カ)	C	(サ)	D	(コ)
	E	(ス)	F	(ト)				

設問 6	A	(ウ)	B	(オ)	C	(ケ)	D	(ソ)
	E	(テ)	F	(ネ)				

設問 7	A	(エ)	B	(ク)	C	(ケ)	D	(ス)
	E	(ツ)	F	(ヌ)				

設問 8	A	(エ)	B	(ウ)				
------	---	-----	---	-----	--	--	--	--

科目	<b>年金法令・制度運営</b>	受験番号	公益社団法人 <b>日本年金数理人会</b>
----	------------------	------	------------------------

問題 2

<b>設問 1</b>	①	企業型記録関連運営管理機関等
	②	六月
	③	通算加入者等期間
	④	連合会

<b>設問 2</b>	■個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額	
	【確定拠出年金法施行令第五十九条第一項】	
	①から③の合算額から④⑤の合算額を控除した額	
	①脱退一時金の請求日の属月の前月末日での企業型年金の個人別管理資産額	
	②加入者の資格喪失日までに事業主が拠出することになっていた掛金で、 請求日の属月の前月末日までに拠出していない額	
	③企業型年金の資産管理機関に移換することになっていた資産で、請求日の 属月の初日から請求日までに移換された額	
	④事業主に返還される額	
	⑤移換予定の個人別管理資産で、請求日の属月の初日から請求日までに移換する額	
	■政令で定める額	
	一万五千元	

<b>設問 3</b>	「一月以上三年以下」が「一月以上五年以下」に変更になった。	

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 3

設問 1	① 支給停止調整開始額
	② 全部
	③ 支給停止調整変更額
	④ 二十八万円

設問 2	・ 65歳以上の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止の仕組みと同じものとする。
	-----
	・ 総報酬月額相当額と老齢厚生年金の月額（基本月額）との合計額から47万円
	（令和2年度額）を控除して得た額の2分の1に相当する額とする。
	-----
-----	
-----	

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 4

設問 1	A 20億円
	B 監査法人
	C 合意された手続（AUPでも可）

設問 2	<p>次の①～③のいずれにも該当する場合には、財政再計算の結果に基づいて掛金の額を算定することとなる日（以下、「適用日」という。）から起算して1年以内の期間に算定する掛金の額は、前回の財政計算において計算した掛金の額以上、当該財政再計算において計算した掛金の額以下の範囲内で規約で定める額とすることができる。</p>
	<p>① 掛金の適用開始日が 2021(令和 3)年 4 月 1 日から 2022(令和 4)年 3 月 31 日までの間</p>
	<p>② 当該財政再計算において計算した掛金の額が前回の財政計算において計算した掛金の額を上回ること</p>
	<p>③ 実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれること</p>

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 5 (1 枚目)

設問 1	財政決算時の純資産額は $200 + 10,000 - 150 - 50 = 10,000$
	財政決算では剰余も不足も発生していないため決算処理後の別途積立金は 500
	財政再計算後の数理債務は $13,200 - 2,200 = 11,000$
	これより、
	別途積立金を全額留保した場合の未償却過去勤務債務残高は
	$11,000 - (10,000 - 500) = 1,500$

設問 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク対応掛金の拠出期間は特別掛金の償却期間より長くする必要がある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在リスク対応掛金を拠出しているため、財政悪化リスク相当額から対応後リスク充足額を控除した額が、直前のリスク対応掛金計算時から増加する場合に当該増加した額を上回らない範囲内でリスク対応額を定めて計算した額を、現行のリスク対応掛金額に加算する方法とする必要がある。</li> </ul>

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 5 (2 枚目)

設問 3	直前のリスク対応掛金計算時の財政悪化リスク相当額から対応後リスク充足額を控除
	した額は、
	$2,000 - (8,000 + 1,600 + 500 - 9,000) = 900$
	財政再計算後の別途積立金が200百万円より、別途積立金は300百万円取り崩している。
	これより、財政再計算後の未償却過去勤務債務残高は、
	$11,000 - (10,000 - 200) = 1,200$
	リスク充足額 = 積立金 + 特別掛金収入現価 + リスク対応掛金収入現価 - 数理債務より、
	財政再計算前のリスク対応掛金収入現価は、
	$800 - (10,000 + 800 - 10,300) = 300$
	今回の財政再計算後の、財政悪化リスク相当額から対応後リスク充足額を控除した額は、
	$2,100 - (10,000 + 1,200 + 300 - 11,000) = 1,600$
	以上より、財政悪化リスク相当額から対応後リスク充足額を控除した額が
	700 (=1,600 - 900) 百万円増加しているため、今回追加で設定可能なリスク対応額の
	上限額は700百万円である。
	従って、再計算前から設定していたリスク対応掛金収入現価300百万円と今回追加で設定
可能なリスク対応額700百万円の合計額である1,000百万円が、設定可能なリスク対応額	
の上限額である。	

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 6

設問 1	A	監査済の財務諸表	B	前期又は過去数期のデータ
	C	対象企業に固有のデータ	D	業界のデータ
	E	類似する他社のデータ		

設問 2	以下のような相違点がある。
	・ 数理計算上の差異について、日本基準では平均残存勤務期間以内の一定期間で費用処理するが、IFRSでは損益計算書には計上せず、再測定として発生年度に全額をその他の包括利益に計上するのみである。（その後リサイクルはしない。）
	・ 過去勤務費用について、日本基準では平均残存勤務期間以内の一定期間で費用処理するが、IFRSでは勤務費用の一部として発生年度に全額費用処理する。
	・ 利息費用は、日本基準では期首の退職給付債務に割引率を乗じて算出するが、IFRSでは給付支払による退職給付債務の期中の変動を考慮に入れて算定することとされている。
	・ 期待運用収益は、日本基準では長期期待運用収益率を設定したうえで、期首の年金資産に長期期待運用収益率を乗じて算定する。一方、IFRSでは割引率を用いて算定し、掛金拠出や給付支払による年金資産の期中の変動を考慮に入れる。

設問 3	・ ケースA
	①－②＝50が③（40）を10上回っており、確定給付資産の額は40（＝50－10）となる。
	・ ケースB
	①＋④－②＝70が③（40）を30上回っており、確定給付資産の額は20（＝150－100－30）となる。
	・ ケースC
	①＋④－②＝50が③（40）を10上回っており、確定給付負債の額は20（＝130－120＋10）となる。

科目	<b>年金法令・制度運営</b>	受験番号	公益社団法人 <b>日本年金数理人会</b>
----	------------------	------	------------------------

問題7（1枚目）

退職金の100%を移行する形で確定給付企業年金（DB）を実施している企業X社が資産運用リスクを事業主と従業員で分担することを目的として制度変更を行うにあたり、年金数理人としてアドバイスすることを述べる問題である。

解答にあたっては、X社の現状と意向、各選択肢の前提を踏まえて、自分なりに課題を整理し解決策を提案する所見が記載されていけばよい。

論理構成としては例えば、X社の現状と意向を踏まえた課題を整理し、選択肢Ⅰ～選択肢Ⅲそれぞれのメリット・デメリットを踏まえた上で、解決策を提案するといったことが考えられる。

以下は、現状の課題や各選択肢における論点の例である。なお、今回の所見の答案では、各選択肢のメリット・デメリットは整理しているものの自分なりの意見がほとんど述べられていない解答や、与えられた前提を踏まえることなく一般的な事項のみを列挙する答案が多くみられた。与えられた前提を十分に踏まえ、自分なりの考えも含めて所見を述べられることを期待する。

■現状分析・課題整理（例）

- ・退職金の100%を移行する形で確定給付企業年金を実施しており、資産運用リスクについては事業主側が全て負担している状態といえる。
- ・定年年齢は60歳であり、今後の労働人口の予測や世の中のトレンドを踏まえると、近い将来には定年延長を検討する必要がある可能性が出る。
- ・定年時のモデル給付額（一時金ベース）は2,000万円という水準であるが、終身年金の設計であることを踏まえると、実質的にはそれ以上の給付水準であると考えられる。
- ・年金の支給形態は15年保証終身年金であり、長寿リスクについても事業主が負っている状態。
- ・予定利率、長期期待収益率および給付利率は、世の中平均から大きく離れた水準ではない。
- ・年金財政上の積み立て状況としては、継続基準はクリア、非継続基準には抵触という状況。
- ・直近5年間における年金資産の運用実績は、概ね予定利率を達成できている水準。なお、2019年度および2020年度における運用実績は、コロナ禍による落ち込みとその反発という特殊な環境下におけるものであり、そこだけを取り出して議論を行うことは適切ではない



科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題7 (2枚目)

という考えもある。

- ・退職給付会計上、未認識数理計算上の差異（不利差異）が生じている状態。

■選択肢Ⅰにおける論点（例）

- ・企業型確定拠出年金（企業型DC）へ移行した部分については資産運用リスクを従業員に転嫁することになる点。それを踏まえて、退職金の何割を確定拠出年金へ移行すべきかという点。
- ・企業型DCの掛金を設計する際に、現行のDBが終身年金であることを考慮して終身込みの給付水準を想定して設計すべきか否かという点。
- ・想定利率を設定するか、設定する場合にはどの水準で設定するかという点。
- ・企業型DCへ移行した部分については、退職給付会計上債務認識が不要となる点。特に、過去分を含めて移行することでその効果が大きくなるため、どのような移行スキームとするかという点。ただし、過去分を含めて移行する際には、終了会計の処理が必要となり、その際には特別損失が生じることが想定される点。
- ・2024年12月に予定されている企業型DCの拠出限度額見直しを見据えた設計とすることが望ましいという点。また、当該拠出限度額見直しに伴う経過措置を適用する場合でも、今後定年延長等に伴う給付設計の見直しを行う際には経過措置の適用から外れてしまうため、注意が必要である点。

■選択肢Ⅱにおける論点（例）

- ・給付額が運用実績に連動するようになるため、資産運用リスクの相当程度を従業員に転嫁することになる点。ただし、再評価率は通期で0%以上という制約があるため、その部分については依然として事業主に資産運用リスクが残るという点。
- ・資産運用は制度全体で行われるため、すべての加入者・受給権者にとって最善の運用方針をとることができるかどうかという点。また、退職のタイミングによって給付水準が増減する可能性があることについての是非。

科目	<b>年金法令・制度運営</b>	受験番号	公益社団法人 <b>日本年金数理人会</b>
----	------------------	------	------------------------

問題 7 (3 枚目)

- ・運用目標をどの程度の水準で設定するかという点。
  - ・退職給付会計上、引き続き確定給付制度の取り扱いとなる点。
  - ・現行DBの給付設計をある程度維持する形での移行が可能である点。ただし、終身年金を維持することで長寿リスクを事業主が引き続き負担することの是非。
- 選択肢Ⅲにおける論点（例）
- ・給付額が積み立て状況に連動するようになるため、資産運用リスクの相当程度を従業員に転嫁することになる点。
  - ・財政悪化リスク相当額をどのように算定するかという点。特に終身年金を継続適用する場合には負債変動リスクにおいて将来の死亡率低下のリスクを織り込むか否かという点。
  - ・リスク対応掛金をどの水準で設定するかという点。設定するリスク対応掛金の水準によって、将来の給付水準の増額・減額の可能性が変化するだけでなく、リスク分担型企業年金へ移行する際の減額手続きが変更となる点。
  - ・資産運用は制度全体で行われるため、すべての加入者・受給権者にとって最善の運用方針をとることができるかどうかという点。また、退職のタイミングによって給付水準が増減する可能性があることについての是非。
  - ・現行DBの給付設計をある程度維持する形での移行が可能である点。ただし、終身年金を維持する場合には、将来の死亡率低下リスクを財政悪化リスク相当額およびリスク対応掛金へ反映することによって事業主と従業員との間でリスク分担を図るか否かという点。
  - ・一定の要件を満たすことによって退職給付会計上の確定拠出制度に分類され、債務認識が不要となる点。ただし、移行の際には終了会計の処理が必要となり、その際には特別損失が生じることが想定される点。
  - ・現時点では年金資産額<最低積立基準額であり、移行に際して給付減額同意手続きが必要となる点。また、それを踏まえて受給権者を含めて移行するか否かという点。
  - ・移行後に定年延長等の制度変更を行った場合に、受給者減額に該当する可能性がある点。